

「埼玉県統計調査条例改正の素案」に対する意見と県の考え方

- (反映状況の区分) A : 意見を反映し、案を修正した
 B : 既に案で対応済み
 C : 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D : 意見を反映できなかった
 E : その他

| NO. | 意見の内容 | 意見数 | 県の考え方 | 反映状況 |
|-------------------------------|---|-----|---|------|
| 1 条例改正の必要性、基本的な考え方について | | | | |
| 1 | 統計法の全部改正に合わせて、埼玉県統計調査条例を改正するもので、条例制定当時と社会情勢が大きく違ってきていることから、必要な措置であり、条例改正の基本的な考え方は妥当と思われま | 1 | 県民や事業者の皆様の御協力によりいただいた「調査票情報」は、貴重な情報資産ですので、条例改正を期に、「調査票情報」の有効利用を推進してまいります。 | B |
| 2 | 埼玉県統計調査条例には、条例の対象となっている調査が明記されていませんので、既存の統計の見直しがなされているのかどうか分かりませんが、国と同様に時代の変化に合わせた見直しをお願いします。 | 1 | 条例の対象となる調査について、現行条例では「県が実施する統計調査」と定義しています。新条例では、県統計調査の定義を明確にするため、「知事その他の執行機関が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」と定義しました。 | B |
| 2 条例改正の内容について | | | | |
| (1) 二次的な利用について | | | | |
| 3 | 統計調査によって収集した情報を県庁内で二次的な利用ができることを規定していますが、県庁以外の第三者にも手続きを定めて利用可能になるよう検討をお願いします。 | 1 | 新統計法では、学術研究目的などのために、委託に応じた集計（オーダーメイド集計）による統計や匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供ができることが規定されています。 県統計調査に関するオーダーメイド集計等の提供について、県レベルでの実施については国での運用状況を見極めながら検討していくことが必要なことから、このたびの改正には盛り込んでおりません。 新統計法施行後において、国の運用状況や県民ニーズの動向を踏まえ、その必要性等について検討してまいります。 | D |

| | | | | |
|------------------|--|---|--|---|
| 4 | <p>「統計調査によって収集した情報の二次的な利用を可能とする」ことについては、統計調査が重複して行われた場合などの記入者の負担軽減にもつながるものであり、理解できる。</p> <p>併せて、情報の不正な利用に対する実効性のある十分な対策を講じるべきと考える。</p> | 1 | <p>県統計調査によって収集した情報の二次的な利用のうち、県庁内での利用については、新統計法の情報保護に関する規定が適用されます。</p> <p>また、国・市町村等への提供については、新統計法の規定が適用されないことから、改正条例に調査票情報の提供を受けた者に対する情報保護に関する規定を盛り込みました。</p> <p>そこで、調査票情報の二次的な利用に当たっては、提供した情報が不正に利用されることのないよう十分な対策を講じてまいります。</p> | B |
| (2) 情報の管理・保護について | | | | |
| 5 | <p>市民のプライバシー意識の高まりなどから、統計調査を巡る環境が厳しくなる中、統計情報を有効活用するために、「統計調査によって収集した情報の二次的な利用を可能にする」ことは時代の要請に沿ったものですが、改正に謳っている「統計調査によって収集した情報の管理・保護の強化」には、多くの方々の英知を取り入れ、管理・保護の徹底を図っていただきたいと思えます。</p> | 1 | <p>統計は、行政施策の企画・立案・評価などを行うための基礎情報として重要な役割を果たしていることから、統計調査により収集された情報は、適正な管理・秘密の保護が図られた上で有効に活用されなければなりません。</p> <p>御意見のとおり、情報を利用するに当たっては、情報の管理・保護を徹底してまいります。</p> | B |
| 6 | <p>「統計調査によって収集した情報の管理・保護を強化する」ことについては、利用者に守秘義務等を課すものであり、当然行われるべきものである。</p> | 1 | <p>今後とも、統計調査によって収集した情報の管理・保護を徹底し、収集された情報が有効に活用されるよう努めてまいります。</p> | B |
| (3) 罰則について | | | | |
| 7 | <p>「統計調査の報告を妨害する行為等に対する罰則を強化する」ことについては、県民や事業者の統計調査への協力を得やすくするものであり、統計の有用性を確保するためにも必要措置であると考えます。</p> | 1 | <p>調査環境が悪化する中、統計調査への協力が得られるよう、県民や事業者に対する広報活動を進めてまいります。</p> | B |
| 8 | <p>統計調査の報告を妨害する行為等に対する罰則の強化は統計の信頼性の確保の面から適切であると考えます。</p> | 1 | <p>調査環境が悪化する中、統計調査への協力が得られるよう、県民や事業者に対する広報活動を進めてまいります。</p> | B |

| 3 その他 | | | | |
|-------|--|---|---|---|
| 9 | 収集した統計情報を全国共通のシステムを使って地域・業種・期間別等電子情報として第三者がインターネットで閲覧できるよう検討をお願いします。 | 1 | <p>全国の統計情報については、e-Stat（政府統計の総合窓口）により提供されておりますので、御活用ください。</p> <p>*ホームページアドレス http://www.e-stat.go.jp/SG1/e-stat/eStatTopPortal.do</p> <p>また、県の統計情報については、彩の国統計情報館により提供しております。</p> | C |
| 合 計 | | 9 | | |